第２部　津波災害予防

第１章　津波災害予防の基本的な考え方

市及び県は，津波災害対策の検討にあたり，科学的知見を踏まえ，あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し，その想定結果に基づき対策を推進する。

第１節　土砂災害・液状化等の防止対策の推進

【関係機関：鹿児島県】
【名　　瀬：都市整備課・土木課・農林水産課・建築住宅課・総務課】
【住　　用：産業建設課・地域総務課】
【笠　　利：建設課・産業振興課・農林水産課・地域総務課】

第１　総合的な津波対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討にあたっては，以下の二つのレベルの津波を念頭に置く必要がある。

（１）発生頻度は極めて低いものの，発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

（２）最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く，津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

最大クラスの津波に対しては，住民等の生命を守ることを最優先として住民等の避難を軸に，そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備，浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用，土地のかさ上げ，避難場所・津波避難ビルや避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備並びに津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに，臨海部の産業・物流機能への被害軽減など，地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

比較的，発生頻度の高い一定程度の津波に対しては，人命保護に加え，住民財産の保護，地域の経済活動の安定化及び効率的な生産拠点の確保の観点から，海岸保全施設等の整備を進める。

第２　過去に遡った津波の想定

市及び県は，津波の想定にあたっては，古文書等の資料の分析，津波堆積物調査又は海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて，できる限り過去に遡って津波の発生等をより正確に調査するものとする。

第３　津波想定に係る留意点

市及び県は，被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため，具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際，今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできる限り定量的に示すことができるよう検討するとともに，地域性の考慮及び複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また，自然現象は大きな不確定要素を伴うことから，想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

とりわけ，津波災害は，波源域の場所や地形の条件等によって発生する津波高及び範囲等に大きな相違が生じ得る地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。また，地震を原因とする津波だけでなく，火山の噴火又は大規模な地すべり等によって生じる津波もあり得ることにも留意する。

第２章　津波災害に強い地域づくり

津波災害に際して，被害の軽減を図るためには各種防災事業を推進し，被害を未然に防止したり，被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。

本章では，このような津波災害に強い地域づくりに係る対策を定める。

第１節　津波災害防止対策の推進

【関係機関：鹿児島県・奄美市社会福祉協議会・大島地区消防組合消防本部】

【名　　瀬：企画調整課・総務課】

【住　　用：地域総務課】

【笠　　利：地域総務課】

本市が有する地形条件や過去の津波や地震の発生状況によると，津波災害を受けやすい特質がある。このため，従来から推進されている各種海岸保全施設等の整備事業を継続して実施するとともに，津波発生に備え，危険予想地域の把握・指定，広報体制及び避難体制の整備並びに津波知識の意識啓発の推進等による総合的な津波対策を計画的に実施し，津波災害による危険を解消するための事前対策を推進する。

第１　津波に強いまちづくり

１　津波に強いまちの形成

（１）市は，津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため，徒歩による避難を原則として，地域の実情を踏まえつつ，できる限り短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。特に，津波到達時間が短い地域では，概ね５分程度で避難が可能となることを目指す。ただし，地形的条件や土地利用の実態など，地域の状況によってはこのような対応が困難な地域については，津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。

（２）市及び県は，当該津波浸水想定を踏まえて，施設整備，警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。また，例えば港湾の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画すること等を通じて整合的な施設整備に努める。

（３）市及び県は，浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画，できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など，都市計画と連携した避難関連施設の計画的な整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保又は建築物や公共施設の耐浪化等により，津波に強いまちの形成を図る。

（４）市及び県は，地域防災計画と都市計画等との計画相互の有機的な連携を図るため，関係部局による共同での計画作成，まちづくりへの防災専門家の参画など，津波防災の観点からのまちづくりに努める。また，都市計画等を担当する職員に対して，ハザードマップ等を用いた防災教育を行い，日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

（５）市及び県は，津波による危険の著しい区域については，人的災害を防止するため，津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い，必要な措置を講ずるものとする。

（６）市及び県は，行政関連施設及び要配慮者に関わる施設等については，できる限り浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし，やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には，建築物の耐浪化，非常用電源の設置場所の工夫，情報通信施設の整備及び必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに，中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また，庁舎，消防署及び警察署等の災害応急対策上，重要な施設の津波災害対策については，特に万全を期するものとする。

（７）市は，津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し，海岸保全施設等，海岸防災林や避難施設の配置又は土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。

（８）市は，津波災害警戒区域の指定のあったときは，市地域防災計画において，当該区域ごとに津波に関する情報，予報及び警報伝達に関する事項，避難場所及び避難経路に関する事項，津波避難訓練に関する事項並びに地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設，学校及び医療施設の名称及び所在地等について定める。

（９）市は，市地域防災計画において，津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設，学校及び医療施設については，津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう，津波に関する情報，予報及び警報の伝達方法を定める。

(10) 津波災害警戒区域をその区域に含む市の長は，市地域防災計画に基づき，津波に関する情報の伝達方法，避難場所及び避難経路，円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項について住民に周知するため，これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

(11) 市は，津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関して必要な助言又は指示等を行い，施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

(12) 市及び県は，最大クラスの津波に対して，住民等の生命を守ることを最優先としつつ，生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。

(13) 市及び県は，河川堤防の整備等を推進するとともに，水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。

(14) 市及び県は，緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため，主要な市街地等と高速道路のアクセス強化，ネットワーク機能の向上，道路情報ネットワークシステム，道路防災対策等を通じて安全性，信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

２　避難関連施設の整備

（１）市は，避難場所の整備にあたり，これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう，できる限り浸水の危険性が低く，かつ避難後においても孤立せず，津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。また，専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう，両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

（２）市は，避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し，活用できる場合には，道路管理者等の協力を得つつ，避難路・避難階段の整備に努める。

（３）市は，津波災害警戒区域内等において，津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置された安全な構造である民間等の建築物について，津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には，管理協定の締結や指定をすることなどにより，いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。

（４）市及び県は，住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう，避難路・避難階段を整備し，その周知に努めるとともに，その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお，避難路の整備にあたっては，地震の揺れによる段差の発生，避難車両の増加，停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに，地震による沿道建築物の倒壊，落橋，土砂災害又は液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し，安全性の確保を図る。

３　建築物の安全化

（１）県，市及び施設管理者は，不特定多数の者が使用する施設，学校及び行政関連施設等の応急対策上の重要な施設，要配慮者に係る社会福祉施設並びに医療施設等について，津波に対する安全性の確保に特に配慮する。

（２）市及び県は，津波災害特別警戒区域や災害危険区域において，要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。

（３）市及び県は，津波浸水想定地域における児童・生徒等の安全確保のため，高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など，各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努める。

第２　津波災害の防止対策

１　海岸保全施設整備事業の推進

（１）海岸保全施設の整備方策

市及び県は，台風時の高潮や冬期波浪等による被害が生じやすい海岸を対象として施設整備を実施してきたところであり，引き続き海岸保全基本計画に基づき，海岸保全施設の整備を図る。

２　海岸保全施設の耐震化・液状化対策の推進

市及び県は，従来の台風や高潮等を念頭にした海岸保全施設整備事業に加え，津波や地震災害に備え，老朽化した海岸保全施設の耐震診断・老朽度点検を行い，特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。また，護岸施設の液状化対策の検討や，情報伝達手段の設備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

第３　津波災害危険予想地域の把握

１　津波被害予測調査結果等の周知

津波災害に係る危険性については，県地震等災害被害予測調査（平成 24～25 年度）において，南西諸島沿いや鹿児島湾直下・南海トラフを震源とした地震や，桜島の海底噴火による津波など，計 11 津波の調査がなされた。

市は，県からのこの調査結果及び国の機関等が実施した津波関連調査結果の報告を受けるとともに，その結果を把握して津波対策に活用できるよう指導を受けるものとする。

２　津波危険の把握

津波の危険性の高い本市は，沿岸地域ごとに以下の内容を調査し，専門的な点検項目については，専門機関の協力を得ながら津波災害危険の把握に努める。

（１）沿岸・河口部の形状，地盤高の把握
（２）避難にあたっての避難経路の長さ，避難に係る時間及び避難路上の障害物の有無等の把握
（３）避難場所等の標高などの配置状況及び堅牢度等の調査
（４）避難場所以外に津波避難ビル等に利用できる堅牢な建物分布状況の調査
（５）その他の避難活動上の阻害要因等の把握（防潮堤の強度，傾斜及び避難階段の有無）
（６）危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討
（７）過去の津波の遡上高等の痕跡等の発掘調査，保存

第４　津波災害に対する広報・避難体制の整備

１　避難指示等の伝達・広報体制の整備

津波に関する避難指示等が出されたとき，沿岸住民や旅行者及び海水浴客等に伝達できるよう，防災行政無線（屋外同報系等による），全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ），テレビ，ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。），鹿児島県防災ｗｅｂ，Ｌアラート（災害情報共有システム），携帯電話（緊急速報メールを含む。），ワンセグ放送等の広報手段を事前に整備しておくとともに，防災行政無線や広報車等の広報手段の運用要領や広報案文を整備しておくなどの事前措置を講じておく。

（住民等への伝達・広報体制の整備方法は，**第２部 第３章 第２節（津波-2-3-3）参照**

２　津波災害危険に対応した避難体制の整備

地震発生後，数分程度で津波の襲来が想定される区域について，市は，地震・津波時の避難指示の伝達と沿岸住民の自主的な避難が可能な即応体制を整備しておく。

特に，沿岸地域に津波地震時用の避難場所，津波避難ビル等を広く指定・確保しておく。また，避難に際して，津波到達時間内に避難できるような経路を指定し，避難所の標高などの配置状況及び安全性に関する調査等を踏まえて適宜見直しを行う。

（避難体制の整備方法は，**第２部 第３章 第５節（津波-2-3-6）参照**

第５　津波災害に関する訓練及び意識啓発の推進

１　各種広報媒体を活用した津波広報

市及び県は，広報紙，パンフレット，防災マップ，テレビ，ラジオ，新聞，ビデオ又は映画等の多種多様な広報媒体を活用し，住民等に対して，津波に関する基礎知識，津波災害危険の実態，津波からの避難の考え方や対策内容の普及・啓発を行い，周知に努める。

（防災意識啓発の推進方策は，**第２部 第４章 第１節（津波-2-4-1）参照**

２　津波災害に関する意識啓発

現在の本市における津波危険の実態，過去の津波災害履歴，津波対策の現状及び今後の方針を踏まえ，津波関連のシンポジウム，講習会の開催，地域の会合などのあらゆる機会を捉え，住民等に対して繰り返し津波災害の啓発を行い，周知に努める。

３　津波災害に関する防災訓練・講習会等の実施

津波災害の危険性の高い本市は，地域の実状に応じて津波の発生を想定し，住民参加の訓練をするほか，釣り客や海水浴客等も加えた実践的な防災訓練の実施に努める。

第２節　土砂災害・液状化等の防止対策の推進

【関係機関：鹿児島県】

【名　　瀬：都市整備課・土木課・農林水産課・建築住宅課・総務課】

【住　　用：産業建設課・地域総務課】

【笠　　利：建設課・農林水産課・地域総務課】

本市は，地形・地質条件から，山地災害，土石流，地すべり又は急傾斜地の崩壊等の被害を受けやすく，津波をもたらす地震時においても，斜面災害，液状化又は農地災害等の被害が予想される。これらの災害を防止するため，従来から推進されている事業を継続し，地震に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

また，「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号，平成 13 年４月施行）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき，土砂災害から住民の生命を守るため，危険性のある区域を明らかにし，警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。

第１　土砂災害の防止対策

本市は，台風や豪雨の発生する頻度が高いため，土石流，がけ崩れ又は地すべり等による土砂災害を受けやすい。また，津波をもたらす地震時は震源の近傍を中心に斜面崩壊が生じ，これを直接的な要因とする人的被害の発生が予測されるほか，道路交通の不通箇所が予測される。

市及び県は，各種法令等に基づく災害危険箇所の調査結果を踏まえて指定した危険区域に対し，災害防止事業を行い，行為規制や巡視等の予防上の必要な措置を行う。

第２　液状化災害の防止対策

１　法令遵守の指導

市及び県は，これまでの津波をもたらす地震時の液状化対策として，建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導を行っており，今後とも耐震基準等に関する法令自体の遵守の指導を対策の第一の重点とする。

２　地盤改良及び構造的対策の推進

津波をもたらす地震による液状化等の被害は，地盤特性及び地形・地質に大きく左右される。また，本市の市街化が進んだ低地の沖積地盤における液状化の危険性が高いと予測される。

したがって，今後，市及び県は，新規開発等の事業においてこれらの調査結果を踏まえつつ，以下の液状化対策を推進する。

（１）地盤改良の推進

新規都市開発，市街地再開発，産業用地の整備及び地域開発等にあたっては，地盤改良等の推進を図る。

（２）構造的対策の推進

市・県等，防災上の重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に，構造物については地盤改良や基礎工法による対策，また地下埋設物については既存施設の技術的改良，新設管の耐震化又は管網のネットワーク化などの補強対策を実施する。

以下,「地震災害対策編 第２部 第１章 第１節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進 第２　２（地震-2-1-3)」参照

３　液状化対策手法の周知

第３　農地災害等の防止対策

ため池等の老朽化した農業用施設については,県と連携を図りながら緊急度の高い箇所から優先的に改修工事を行い，防災力の向上に努める。

第３節　防災構造化の推進

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部】

【名　　瀬：都市整備課・土木課・建築住宅課】

【住　　用：産業建設課】

【笠　　利：建設課】

都市等の基盤施設の整備を推進し，災害の拡大を防ぎ，被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため，これまで関係各課や関係機関において個別に実施されている都市等の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

また，土地区画整理事業等をはじめとする各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し，新規開発に伴う指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を推進し，地震・津波災害に備えた安全な都市環境の整備を推進する。

第１　防災的土地利用の推進

以下，「一般災害対策編 第２部 第１章 第３節 防災構造化の推進 第１（一般-2-1-9）」参照

１　土地区画整理事業の推進

２　新規開発に伴う指導・誘導

第２　建築物の不燃化の推進

以下，「一般災害対策編 第２部 第１章 第３節 防災構造化の推進 第２（一般-2-1-10）」参照

１　防火，準防火地域の拡大

２　消防活動困難地域の解消

３　延焼遮断帯等の整備

４　消防水利・耐震性貯水槽等の整備

５　その他の災害火災防止事業

第３　道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

以下，「一般災害対策編 第２部 第１章 第３節 防災構造化の推進 第３（一般-2-1-11）」参照

１　道路・公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備

２　共同溝等の整備

３　防災拠点の確保

第４　擁壁・ブロック塀等の工作物対策

以下，「一般災害対策編 第２部 第１章 第３節 防災構造化の推進 第４（一般-2-1-14）」参照

１　擁壁の安全化

２　ブロック塀等の安全化

３　窓ガラス等落下物の安全化

４　屋外広告物に対する規制

５　自動販売機の転倒防止

第４節　建築物災害の防災対策の推進（耐震診断・改修の促進等）

【関係機関：各関係機関】

【名　　瀬：企画調整課・財政課・都市整備課・建築住宅課・教育委員会】

【住　　用：地域総務課・産業建設課・地域教育課】

【笠　　利：地域総務課・建設課・地域教育課】

津波をもたらす地震時は，建物倒壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため，建築物の耐震性・安全性を確保し，建築物の倒壊・焼失等の被害の防止対策を推進する。特に，既存建築物の耐震性の向上を図るため，建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）に基づく「奄美市耐震改修促進計画」によって，耐震診断・耐震改修の促進に努める。

なお，津波災害においては，防災拠点施設等の被災により，行政及び防災機能等の喪失又は低下が想定されるため，新たに防災拠点施設等の機能強化対策として，行政庁舎及び防災拠点施設等の設置の複数化やデータベースの管理体制の強化などに努める。

第１　公共施設及び防災基幹施設の安全性の確保

以下，「地震災害対策編 第２部 第１章 第３節 建築物災害の防災対策の推進（耐震診断・改修の促進等） 第１（地震-2-1-5)」参照

１　公共施設等の重点的な耐震診断・耐震改修の実施

２　液状化のおそれがある公共施設等の安全化

第２　一般建築物の安全性の確保

以下，「地震災害対策編 第２部 第１章 第３節 建築物災害の防災対策の推進（耐震診断・改修の促進等） 第２（地震-2-1-6)」参照

１　防災指導等による不燃化，安全化及び耐震性の確保の促進

２　住民等への意識啓発

以下，「一般災害対策編 第２部 第１章 第４節 建築物災害の防災対策の推進 第２　３（一般-2-1-16)」参照

３　特殊建築物等の安全性の確保

第５節　公共施設の災害防止対策の推進

【関係機関：九州電力・ガス会社・ＮＴＴ西日本】

【名　　瀬：水道課・下水道課】

【住　　用：産業建設課】

【笠　　利：建設課】

上・下水道，電力，ガス及び通信等のライフライン施設並びに道路・橋梁，港湾・漁港，河川，砂防施設及び空港等の公共施設等は，都市・地域生活の根幹をなすものであり，これらが地震・津波により被害を受け，機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きく，特にライフラインの被災は，安否確認，住民の避難及び救命・救助等の応急対策活動等に支障をきたすほか，避難生活環境の悪化等をもたらす。

このため，ライフライン施設や廃棄物処理施設について的確な維持管理に努め，津波災害に強い施設を整備するとともに，災害が発生したときも被害を最小限に止め，早期復旧が図られるよう，系統多重化，拠点の分散又は代替施設の整備等による代替性の確保などの施設の災害防止対策を推進する。廃棄物処理施設については，大規模災害時の稼働により電力供給や熱供給等の役割も期待できることから，始動用緊急電源のほか，電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第１　上水道施設の災害防止

以下，「地震災害対策編 第２部 第１章 第４節 公共施設の災害防止対策の推進 第１（地震-2-1-8)」参照

１　地震に強い上水道施設・管路施設の整備の推進

以下，「一般災害対策編 第２部 第１章 第５節 公共施設の災害防止対策の推進 第１　２（一般-2-1-17)」参照

２　復旧用資機材，応急給水施設等の整備の推進

３　業務継続性の確保

第２　下水道施設の災害防止

以下，「一般災害対策編 第２部 第１章 第５節 公共施設の災害防止対策の推進 第２（一般-2-1-18)」参照

１　災害に強い下水道施設・管路施設の整備の推進

２　集中監視システムの活用

３　業務継続性の確保

第３　電力施設の災害防止

以下，「地震災害対策編 第２部 第１章 第４節 公共施設の災害防止対策の推進 第３（地震-2-1-9)」参照

１　電力設備の地震・津波災害予防措置

２　防災業務施設及び設備の整備

３　災害対策用資機材等の確保及び整備

４　電気事故の防止対策

５　防災訓練による施設復旧体制の整備

第４　ガス施設の災害防止

以下，「地震災害対策編 第２部 第１章 第４節 公共施設の災害防止対策の推進 第４（地震-2-1-10)」参照

１　ガス施設の災害防止措置の実施

２　ガス施設の応急復旧体制の整備

３　需用家への啓発対策

第５　通信施設の災害防止

以下，「一般災害対策編 第２部 第１章 第５節 公共施設の災害防止対策の推進 第５（一般-2-1-19)」参照

１　電気通信設備等の防災体制

２　放送施設の災害防止措置

第６節　危険物災害等の防止対策の推進

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部・各関係機関】

【名　　瀬：商工政策課・総務課】

【住　　用：産業建設課・地域総務課】

【笠　　利：産業振興課・地域総務課】

社会・産業構造の多様化等に伴う石油等の危険物や高圧ガス等の需要の拡大により，危険物災害等による被害が予想される。

このため，津波をもたらす地震時の危険物や高圧ガス等の漏洩・爆発等による被害を極力最小限に押えられるように予防措置を実施し，危険物災害等の防止対策を推進する。

第１　危険物の保安対策

以下，「地震災害対策編 第２部 第１章 第５節 危険物災害等の防止対策の推進 第１（地震-2-1-15)」参照

１　危険物対策

第２　危険物施設災害

以下，「地震災害対策編 第２部 第１章 第５節 危険物災害等の防止対策の推進 第２（地震-2-1-15)」参照

１　危険物施設保安対策

２　危険物災害予防対策

第３　高圧ガス災害予防対策

以下，「地震災害対策編 第２部 第１章 第５節 危険物災害等の防止対策の推進 第３（地震-2-1-16)」参照

１　自主保安体制の確立

第７節　津波防災研究等の推進

【関係機関：鹿児島県・奄美市・各関係機関】

市，県及び関係機関等は，関係研究機関との協力により，津波や地震防災に関する調査研究を実施し，その成果の活用に努めるものとする。

１　重要防災基幹施設等の防災性能の調査研究

津波等による被害を軽減し，各種救援活動の拠点としての機能を確保するため，公共建築物・構造物及び港湾等の耐震性や液状化，津波等による機能障害の予測等に関する調査研究に努める。

２　地域危険度の調査研究

市は,防災アセスメントを実施することにより,地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し,地区別防災カルテ又は防災マップ等の作成に努める。

第３章　迅速かつ円滑な津波災害応急対策への備え

津波災害に際して，迅速かつ円滑な津波災害応急対策を実施するためには，事前に応急対策の実施体制や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。

本章では，このような津波災害対策への事前の備えについて定める。

また，海溝型巨大地震が発生した場合，甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に，これまでの大災害で経験したことのないような広域的な停電や断水の発生，防災拠点の被災，市町村等の行政機能の喪失，交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生又はガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足等を含め，事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ，災害応急対策を行う必要がある。

第１節　防災組織の整備

【関係機関：鹿児島県・奄美市社会福祉協議会・大島地区消防組合消防本部】

【名　　瀬：企画調整課・総務課】

【住　　用：地域総務課】

【笠　　利：地域総務課】

津波が発生した場合，広範囲にわたる人的・物的被害が発生することが予想されるため，被害の拡大を防ぎ，被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう，市，県及び各防災関係機関は，それぞれの計画に基づき，迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行するための防災組織の整備を推進する。

また，防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し，男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することにより，地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。

第１　応急活動実施体制の整備

以下，「地震災害対策編 第２部 第２章 第１節 防災組織の整備 第１（地震-2-2-1)」参照

１　職員の動員・配備体制の強化

第２　平常時の防災組織相互の連絡調整，体制の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第１節 防災組織の整備 第２（一般-2-2-2)」参照

１　情報連絡体制の充実

２　自衛隊等関係機関との連絡体制の整備

第３　公的機関及び各防災関係機関の業務継続性の確保

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第１節 防災組織の整備 第３（一般-2-2-2)」参照

１　業務継続性の確保

２　業務継続計画

第４　広域応援体制の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第１節 防災組織の整備 第４ （一般-2-2-3)」参照

１　応援体制の整備

２　市町村間相互応援体制の整備

３　緊急消防援助隊の編成

第２節　通信･広報体制の整備

【名　　瀬：企画調整課・財政課・福祉政策課・デジタル戦略課・総務課】

【住　　用：市民福祉課・産業建設課・地域総務課】

【笠　　利：いきいき健康課・産業振興課・地域総務課】

大規模な津波が発生した場合，通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため，被害の拡大を防ぎ，被災者の救援に全力を挙げて対応するため，市，県及び防災関係機関は，災害に強い複数の通信回線の確保，長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備並びに通信機器等の保管設置場所の嵩上げ及び複数化など，通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

第１　通信施設の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第２節 通信・広報体制の整備 第１（一般-2-2-4）」参照

１　防災行政無線通信施設の整備

２　通信施設の運用体制の充実・強化

３　通信回線の整備

第２　災害時優先電話（有線通信設備）の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第２節 通信・広報体制の整備 第２（一般-2-2-5）」参照

第３　各種防災情報システムの整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第２節 通信・広報体制の整備 第３（一般-2-2-5）」参照

１　防災情報の一元化

２　防災情報システムの整備

３　独立電源施設の確保

第４　広報体制の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第２節 通信・広報体制の整備 第４（一般-2-2-6）」参照

１　多様な情報メディアの活用

２　広報・広聴体制の確立

３　情報の収集整備計画

第５　孤立化するおそれのある集落との通信の確保

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第２節 通信・広報体制の整備 第５（一般-2-2-7）」参照

第３節　津波等気象観測体制の整備，観測資料の活用

【関係機関：名瀬測候所・鹿児島県】

【名　　瀬：総務課】

【住　　用：地域総務課】

【笠　　利：地域総務課】

津波による災害を未然に防止し，或いは軽減するため，津波をもたらす地震の震度や波高・潮位等の観測・監視施設の整備を図る必要がある。

このため，観測施設を有する機関は，当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに，これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。

第１　津波観測体制の整備

以下，「地震災害対策編 第２部 第２章 第３節 地震・津波観測体制の整備，観測資料の活用 第１（地震-2-2-4）」参照

１　鹿児島地方気象台における津波災害等に関する業務体制の整備

２　主要関係機関における津波観測体制の整備

３　情報伝達体制の整備

第２　気象情報自動伝達システムの活用

以下，「地震災害対策編 第２部 第２章 第３節 地震・津波観測体制の整備，観測資料の活用 第２（地震-2-2-5）」参照

第３　震度情報ネットワークシステムの活用

以下，「地震災害対策編 第２部 第２章 第３節 地震・津波観測体制の整備，観測資料の活用 第３（地震-2-2-5）」参照

第４節　消防体制の整備

【関係機関：大島地区消防組合消防本部・医療施設管理者・福祉施設管理者】

【名　　瀬：福祉政策課・高齢者福祉課・教育委員会】

【住　　用：市民福祉課・地域教育課】

【笠　　利：いきいき健康課・地域教育課】

津波や地震の発生に際して消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう，消防活動の組織，方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため，消防本部等のほか，消防団，地域住民及び事業所による消防活動体制並びに消防用水利，装備及び資機材等の整備を推進する。

第１　消防活動体制の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第４節 消防体制の整備 第１（一般-2-2-9)」参照

１　消防活動体制の整備・強化

２　地域住民の出火防止・初期消火体制と避難誘導体制の整備・強化

３　事業所の出火防止・初期消火体制の整備と要配慮者収容施設への避難応援体制の確立

第２　消防用水利，装備，資器材の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第４節 消防体制の整備 第２（一般-2-2-10)」参照

１　消防用水利の整備〔耐震性貯水槽等〕

２　消防用装備・資器材の整備（装備，車両等）

３　通信手段・運用体制の整備（消防組合・国）

第５節　避難体制の整備

【関係機関：奄美海上保安部・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部
・医療施設管理者・福祉施設管理者・大型店舗施設管理者】

【名　　瀬：福祉政策課・企画調整課・保護課・土木課・建築住宅課・教育委員会・総務課】

【住　　用：市民福祉課・地域教育課・地域総務課】

〔笠　　利：いきいき健康課・土地対策課笠利分室・地域教育課・地域総務課】

津波災害においては，住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため，津波避難に関する計画や津波災害時における市長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準並びに防災マップ及び海抜表示板等を作成し，関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお，避難に際しては，特に高齢者及び障害者その他の要配慮者の安全な避難について留意する。

第１　安全に避難するための計画の策定

１　津波避難計画の策定

津波発生時の避難を円滑に行うため，津波による浸水が想定される本市においては，次の点に留意のうえ，地域の実情を考慮した具体的な避難計画を策定するよう努める。

市は，「鹿児島県津波避難計画策定指針（平成 25 年 3 月）」に基づき，津波避難計画を策定する。

（１）津波避難計画の策定にあたっては津波到達時間を想定し，避難のシミュレーションを実施するなどの評価を行ったうえで，地形や避難場所の整備状況など地域の実情を踏まえる。

（２）津波避難計画の検討にあたっては，住民，自主防災組織，ＮＰＯ法人，消防機関及び警察等の多様な主体の参画を得て実施する。

（３）地域における生活者の多様な視点を反映した対策を実現するため，女性の視点を取り入れることにも配慮する。

（４）津波避難計画は，津波避難訓練で明らかになった課題や津波防災対策の実施，社会条件の変化等に応じて必要な見直しを行う。

（５）津波避難計画において定めるべき事項は，概ね次のとおりとする。

ア　津波浸水予想地域，津波到達時間
イ　避難対象地域
ウ　避難先（避難目標地点，避難場所，避難ビル）及び避難経路（避難路，避難経路）
エ　避難困難地域
オ　初動体制
カ　津波情報の収集・伝達
キ　高齢者等避難・避難指示等の発令
ク　津波防災教育・啓発
ケ　津波避難訓練の実施
コ　その他留意点

（参考：資料編「鹿児島県津波避難計画策定指針骨子」）

２　避難手段の考え方

津波発生時の避難にあたっては，徒歩避難を原則とする。

ただし，歩行困難者が避難する場合や想定される津波に対して徒歩で避難が可能な距離に適切な避難場所がない場合のように自動車避難を検討せざるを得ない場合には，自動車避難に伴う危険性を軽減するための努力をするとともに，自動車による避難には限界があることを認識したうえで検討を行う。

３　避難誘導体制

（１）市及び県は，消防職員・団員，水防団員，警察官及び市職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため，津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルール，退避の判断基準を定め，住民等に周知するものとする。また，避難誘導・支援の訓練を実施することにより，避難誘導等の活動における問題点を検証し，行動ルール等を必要に応じて見直す。

（２）市は，避難行動要支援者を適切に避難誘導し，安否確認を行うため，地域住民，自主防災組織，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者及びＮＰＯ法人やボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら，平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握のうえ，関係者との共有に努めることとする。また，要配慮者への対応を強化するため，情報伝達体制の整備，避難誘導体制の整備及び避難訓練の実施に努める。

（３）市は，小学校就学前の子ども達の安全で確実な避難のため，災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市担当部局間及び施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

（４）市及び県は，要配慮者等が津波からの避難後に命の危険に晒される事態を防ぐため，防災，医療，保健及び福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

第２　避難場所及び避難所の指定等

以下，「地震災害対策編 第２部 第２章 第５節 避難体制の整備 第１（一般-2-2-7)」参照

１　指定緊急避難場所

２　指定避難所

３　避難所の整備

４　避難所における備蓄等の推進

５　福祉避難所の設置

６　避難路

第３　地域における避難体制の整備

１　避難の指示・誘導体制の整備

（１）避難指示等の基本方針（実施基準及び区分等）の明確化

ア　避難措置は，原則として高齢者等避難及び避難指示の２段階に分け実施するが，津波の場合は直ちに避難指示等を行う。ただし，遠地地震による津波のように津波到達まで時間がある場合は，状況に応じて高齢者等避難を活用する。（避難指示等の実施基準及び自主避難の方法等の計画は，**第３部 第２章 第７節（津波-3-2-20）参照**。

イ　市長以外の避難指示権者は，各法律に基づき，それぞれの状況に応じて避難の指示を行う。

ウ　市長は,関係機関の協力を得て，管内の地域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。

また，避難指示権者は，避難指示等の実施について法令等が定めるもののほか，本計画及び鹿児島県地域防災計画により行う。

避難指示等一覧（2類型）

類型	発令時の状況	居住者等が取るべき行動
高齢者等避難	**●災害のおそれあり** 要配慮者等，特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり，人的被害の発生する可能性が高まった状況	**●危険な場所から高齢者等は避難** ・　高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※　避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等，及びその人の避難を支援する者 ・　高齢者等以外の人も必要に応じ，出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり，避難の準備をしたり，自主的に避難するタイミングである。例えば地域の状況に応じ，早めの避難が望ましい場所の居住者等は，このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
避難指示	**●　災害のおそれ高い** ・前兆現象の発生や，現在の切迫した状況から，人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等，地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	**●　危険な場所から全員避難** ・　危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

※　津波については,情報収集や総合的な判断に時間を費やすことが避難指示等の発令の遅れに繋がる危険があるため，「強い地震（震度４程度以上）若しくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合」又は「津波警報等を覚知した場合」は避難指示を直ちに発令することとする。

（２）避難指示等の実施要領

ア　避難指示等を迅速に実施するため，災害時における避難指示・判断等を定めた「災害時避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を住民及び関係機関に周知しておく。

イ　市長以外の避難指示権者が避難指示等を行ったときは,各法律に基づいて関係機関に報告又は通知するほか，関係市町村にも通知しなければならない。

ウ　市長は，自ら避難指示等を行ったとき，又は各種避難指示権者より避難指示等を行った旨の通知を受けたときは，知事（県危機管理課長及び県大島支庁長）に報告しなければならない。

（３）避難者の誘導体制の整備

避難者の誘導を安全かつ迅速に行う事ができるよう，次のように誘導体制を整備しておく。

ア　避難活動は基本的に自主避難を原則とし，避難誘導を必要とする場合には，消防団や自主防災組織等のもとで組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に，避難行動要支援者の安全な避難を最優先する。

イ　災害の種類又は危険地域ごとに避難所への避難経路を予め指定しておき，一般への周知徹底を図る。その際，周辺の状況を検討し，地震の場合は建物やブロック塀等の倒壊や液状化，地すべり等のおそれのある危険箇所を避けるようにする。

ウ　市は，指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は，日本工業企画に基づく災害種別一般図記号を使用し，どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

　このため，市及び県は，災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

エ　状況に応じて誘導員の配置や車両による移送などの方法を講じておく。

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第５節 避難体制の整備 第２　３（一般-2-2-19)」参照

２　避難指示等の伝達方法の周知

第４　要配慮者の避難体制の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第５節 避難体制の整備 第３（一般-2-2-20）参照

１　要配慮者の避難体制の強化

２　要配慮者の避難体制の拡充整備

３　在宅避難者等の避難態勢の強化

第５　各種施設における避難体制の整備

以下，「地震災害対策編 第２部 第２章 第５節 避難体制の整備 第４　１（地震-2-2-13)」参照

１　病院・社会福祉施設等の避難体制の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第５節 避難体制の整備 第４　２～３（一般-2-2-22)」参照

２　不特定多数の者が出入りする施設の避難体制の整備

３　学校における児童・生徒の避難体制の整備

第６　避難所の収容・運営体制の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第５節 避難体制の整備 第５　２～５（一般-2-2-23)」参照

１　避難所の開設・収容体制の整備

２　避難所の運営体制の整備

３　避難所の生活環境改善システムの整備

４　避難所巡回パトロール体制の整備

第６節　救助・救急体制の整備

【関係機関：奄美海上保安部・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部】

【名　　瀬：総務課】

【住　　用：地域総務課】

【笠　　利：地域総務課】

津波や地震時には，浸水，建物倒壊，火災等の被害の可能性が危惧され，多数の救助・救急事象が発生すると予想される。

このため，災害発生に際して，救助・救急を行うために必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

第１　救助・救急体制の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第６節 救助・救急体制の整備 第１ (一般-2-2-25)」参照

１　関係機関等による救助・救急体制の整備

２　救助の実施体制の構築

３　住民の救助・救急への協力

４　孤立化集落対策

第２　救助・救急用装備・資機材の整備

以下，「地震災害対策編 第２部 第２章 第６節 救助・救急体制の整備 第２　１ (地震-2-2-15)」参照

１　救助用装備・資機材等の整備方針

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第６節 救助・救急体制の整備 第２　２ (一般-2-2-31)」参照

２　救急・救助体制の整備

第７節　交通確保体制の整備

【関係機関：奄美海上保安部・鹿児島県・奄美警察署】

【名　　瀬：土木課・農林水産課・総務課】

【住　　用：産業建設課・地域総務課】

【笠　　利：建設課・地域農政課・地域総務課】

津波や地震時には，道路・橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想される。

このため，交通の混乱を防止し，緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

第１　道路整備計画

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第７節 交通確保体制の整備 第１（一般-2-2-32)」参照

１　交通施設整備計画

２　道路施設等の点検，整備

第２　交通規制の実施責任

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第７節 交通確保体制の整備 第２（一般-2-2-33)」参照

１　交通規制の実施責任者

２　緊急通行車両の事前届出

第３　交通規制の実施体制の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第７節 交通確保体制の整備 第３（一般-2-2-34)」参照

１　交通規制の実施体制の整備方針

第４　法面崩壊等防止対策

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第７節 交通確保体制の整備 第４（一般-2-2-34)」参照

１　法面崩壊等防止対策

第５　交通途絶予想箇所

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第７節 交通確保体制の整備 第５（一般-2-2-34）」参照

第８節　輸送体制の整備

【名　　瀬：土木課・商工政策課・総務課・各関係機関】

【住　　用：産業建設課・地域総務課】

【笠　　利：建設課・空港管理事務所・産業振興課・地域総務課】

津波や地震災害時には，被害者の避難並びに災害応急対策，及び災害救助を実施するために必要な要員及び物資の輸送を迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため，各計画において効率的に実施されるように，必要な車両，船艇及び労務の確保を図るため，輸送体制の整備を計画的に推進する。

第１　災害を想定した輸送計画の確立

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第８節 輸送体制の整備 第１（一般-2-2-35)」参照

第２　輸送施設の指定

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第８節 輸送体制の整備 第２（一般-2-2-35)」参照

第３　緊急輸送活動に資する道路啓開体制の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第８節 輸送体制の整備 第３（一般-2-2-35）」参照

１　災害に備えた道路啓開体制

２　道路啓開路線の情報収集

第９節　医療体制の整備

【関係機関：大島郡医師会・大島郡歯科医師会】

【名　　瀬：健康増進課】

【住　　用：市民福祉課】

【笠　　利：いきいき健康課】

津波や地震災害時には，多数の負傷者が発生し，また，医療機関が被害を受けるなどし，混乱が予想される。

このため，発災時に備え，必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成基準など，医療体制の整備を計画的に推進する。

第１　拠点となる医療施設の強化

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第９節 医療体制の整備 第１（一般-2-2-36)」参照

第２　広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第９節 医療体制の整備 第２（一般-2-2-36)」参照

１　広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）

２　後方搬送体制の整備

第 10 節　その他の災害応急対策事前措置体制の整備

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部】

【名　　瀬：環境対策課・福祉政策課・建築住宅課・水道課・教育委員会・総務課】

【住　　用：市民福祉課・産業建設課・地域教育課・地域総務課】

【笠　　利：市民課・いきいき健康課・建設課・地域教育課・地域総務課】

市及び県は，その他の津波災害応急対策事前措置体制について整備を計画的に推進する。

なお，大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し，孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて，必要とされる食料，飲料水及び生活必需品等の物資について，予め備蓄・調達体制等の整備に努める。

第１　備蓄物資計画

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第 10 節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備 第１（一般-2-2-37）」参照

１　備蓄計画（段階的な備蓄の方法）

２　事業所及び住民等による備蓄

３　流通在庫備蓄

４　備蓄物資の運用

第２　給水体制の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第 10 節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備 第２　１～５（一般-2-2-38）」参照

１　給水体制

２　応急復旧体制の整備

３　応急給水体制の整備

４　応急対策資料の整備

５　広域応援体制の整備

以下，「地震災害対策編 第２部 第２章 第 10 節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備 第２　６（地震-2-2-20）」参照

６　地震対策マニュアル類の整備

第３　生活必需品の供給体制の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第 10 節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備 第３（一般-2-2-39）」参照

１　生活必需品備蓄計画の策定

２　流通在庫の調達

第４　感染症予防，食品衛生，生活衛生，し尿，ごみ処理対策の事前措置

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第 10 節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備 第４（一般-2-2-39）」参照

１　感染症予防対策

２　食品衛生対策

３　生活衛生対策

４　仮設トイレの確保

５　清掃班の編成

６　広域応援体制の整備

７　ごみ処理対策

第５　住宅の確保対策の事前措置

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第 10 節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備 第５（一般-2-2-40）」参照

１　住宅の供給体制の整備

２　応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

第６　文化財や文教施設に関する事前措置

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第 10 節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備 第６（一般-2-2-41）」参照

１　文化財に関する事前措置

２　文教施設に関する事前措置

第７　総合防災力の強化に関する対策

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第 10 節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備 第７（一般-2-2-41）」参照

１　消防施設・設備の整備計画

２　防災拠点の整備の推進

第８　臨時ヘリポートの選定基準等

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第 10 節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備 第８（一般-2-2-42）」参照

１　臨時ヘリポートの選定

２　危険防止上の留意事項

３　ヘリポートの管理

４　県への報告

５　消防・防災ヘリコプターの運航体制の確立

６　災害時のヘリコプター利用の事前協議

第９　災害用装備資器材等の整備

以下,「一般災害対策編 第２部 第２章 第 10 節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備 第９（一般-2-2-43）参照

１　装備資器材等の整備

２　点検・調達計画

第 11 節　複合災害対策体制の整備

【関係機関：奄美海上保安部・鹿児島県・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部・各関係機関】

【名　　瀬：総務課】

【住　　用：地域総務課】

【笠　　利：地域総務課】

第１　市及び県等の複合災害対策

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第 11 節 複合災害対策体制の整備 第１（一般-2-2-44)」参照

第２　複合災害を想定した訓練

以下，「一般災害対策編 第２部 第２章 第 11 節 複合災害対策体制の整備 第２（一般-2-2-44)」参照

第４章　住民の防災活動の促進

津波災害に際して，効果的な防災対策を行うためには，平素より住民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発及び防災訓練を実施しておくほか，自主防災組織や防災ボランティアの育成強化及び要配慮者対策等を推進し，住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。本章では，このような住民の防災活動の促進についての対策を定める。

第１節　防災知識の普及啓発

【関係機関：各関係機関】
【名　　瀬：教育委員会・総務課】
【住　　用：地域教育課・地域総務課】
【笠　　利：地域教育課・地域総務課】

津波災害に際して的確な行動が取れるよう，住民及び防災関係職員に対して災害予防又は災害応急対策等に関し，防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。

このため，災害予防又は災害応急対策の実施の任に当たる各機関は，それぞれ防災知識の普及・啓発を推進するとともに，教育機関及び民間団体等との密接な連携のもと，防災に関するテキストやマニュアルの配布，有識者による研修や講演会，実地研修の開催等により，防災教育を実施する。

また，市及び県は，住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため，防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信する。

なお，防災知識の普及・啓発の推進にあたっては，その内容が性別による固定的な役割に捉われることのないよう留意する。

第１　住民に対する防災知識の普及啓発

１　基本的な考え方

（１）市及び県は，津波による人的被害を軽減する方策は，住民等の避難行動が基本となることを踏まえ，津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など，啓発活動を住民等に対して行う。また，住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため，防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信する。

（２）市及び県等は，防災週間，津波防災の日及び防災関連行事等を通じ，住民に対し，津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに，以下の事項について普及啓発を図る。

ア　避難行動に関する知識

・強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできる限り高い場所に避難すること
・避難にあたっては徒歩によることを原則とすること
・自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
・大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること

・標高の低い場所や沿岸部にいる場合など，自らが置かれた状況によっては，津波警報でも避難する必要があること，海岸保全施設等よりも海側にいる人は，津波注意報でも避難する必要があること

・「巨大」等の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は，最悪の事態を想定し，最大限の避難等の防災対応を取る必要があること

など

イ　津波の特性や津波に関する知識

・津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること

・第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や，数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること

・強い揺れを伴わず，危険を体感しないままに押し寄せる，いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性，又は海底噴火など火山起因の津波の発生の可能性

など

ウ　津波警報等の意味や内容，地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること

エ　津波警報等の発表時や避難指示，避難指示の発令時に取るべき行動

オ　沖合の津波観測に関する情報の意味や内容，この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること

カ　津波に関する想定・予測の不確実性

・地震や津波は自然現象であり，想定を超える可能性があること

・浸水想定区域外でも浸水する可能性があること

・避難場所の孤立や避難場所自体の被災もあり得ること

など

キ　旅行先などで津波災害に遭う可能性があること

以下，「地震災害対策編 第２部 第３章 第１節 防災知識の普及啓発 第１　１～２（地震-2-3-1）」参照

２　住民への防災広報等による防災知識の普及啓発

３　学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

以下，「一般災害対策編 第２部 第３章 第１節 防災知識の普及啓発 第１　３（一般-2-3-3）」参照

４　災害教訓の伝承

第２　防災関係機関の職員への防災研修等の実施

以下，「一般災害対策編 第２部 第３章 第１節 防災知識の普及啓発 第２（一般-2-3-3）」参照

第２節　防災訓練の実施

【関係機関：鹿児島県・奄美市・各関係機関】

災害時において，災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう，関係機関と協力して訓練を行う必要がある。このため，災害応急対策の実施責任を有する機関は，それぞれ目標を設定し，効果的な防災訓練の実施を推進する。

訓練にあたっては，定期的な防災訓練を，夜間等の様々な条件に配慮したうえで居住地，職場又は学校等においてきめ細かく実施し，又は行うよう指導し，住民の津波発生時の避難行動及び基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

特に，津波災害を想定した訓練の実施にあたっては，津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ，最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

以下，「地震災害対策編 第２部 第３章 第１節 防災訓練の実施 第２　１～２（地震-2-3-4）」参照

１　防災訓練の目標・内容の設定

２　訓練の企画・準備

以下，「一般災害対策編 第２部 第３章 第２節 防災訓練の実施 第３　３～４（一般-2-3-4）」参照

３　訓練の方法

４　訓練結果の評価・統括

第３節　自主防災組織の育成・強化

【名　　瀬：総務課】

【住　　用：地域総務課】

【笠　　利：地域総務課】

災害を未然に防止又は軽減するためには，市，県及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより，「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに，住民一人ひとりが災害から自らを守るとともに，地域の人々が互いに助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため，住民の隣保協同の精神に基づく防災組織の育成・強化を図り，消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに，多数の者が出入りし，若しくは利用する施設又は危険物を製造若しくは保有する事業所においても自衛消防隊等を編成し，大規模な災害・事故等に備えるものとする。

市は，自主防災組織の活動の活性化を図るため，県からの助言や県防災研修センターを活用し，自主防災組織の育成・強化のための方策を推進する。

第１　自主防災組織の育成・強化

以下，「一般災害対策編 第２部 第３章 第３節 自主防災組織の育成・強化 第１（一般-2-3-6)」参照

１　自主防災組織の育成・強化体制の確立

２　自主防災組織の組織化の促進

３　自主防災組織の活動の推進

第２　防災リーダー等の育成強化

以下，「一般災害対策編 第２部 第３章 第３節 自主防災組織の育成・強化 第２（一般-2-3-8)」参照

第３　事業所の自主防災体制の強化

以下，「一般災害対策編 第２部 第３章 第３節 自主防災組織の育成・強化 第３（一般-2-3-8)」参照

１　工場，事業所等における自衛消防隊等の設置

２　自衛消防隊等の活動の推進

第４節　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

【関係機関：大島地区消防組合消防本部】

【名　　瀬：総務課】

【住　　用：地域総務課】

【笠　　利：地域総務課】

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は，当該地区における防災力の向上を図るため，共同して，防災訓練の実施，物資等の備蓄及び高齢者等の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動に関する計画を作成し，これを地区防災計画の素案として奄美市防災会議に提案するなど，市と連携して防災活動を行う。

市は，市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から，奄美市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受け，必要があると認めるときはこれを定める。

第５節　防災ボランティアの育成

【関係機関：奄美市社会福祉協議会・大島郡医師会
・大島郡歯科医師会・大島地区消防組合消防本部】
【名　　瀬：企画調整課・環境対策課・健康増進課・福祉政策課・高齢者福祉課・総務課】
【住　　用：市民福祉課・地域総務課】
【笠　　利：市民課・いきいき健康課・地域総務課】

津波災害時等においては，個人のほか，専門分野のボランティア等の組織が救助・救急等の災害応急活動に従事するとともに，被災者個人の生活の維持・再建を支援することが発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため，津波や地震災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう，平常時から，個人又は地域や事業所の自主防災組織のほか，幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

第１　防災ボランティアとの連携体制の整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第３章 第５節 防災ボランティアの育成 第１（一般-2-3-11)」参照

１　市及び関係機関等における連携体制の整備

第２　防災ボランティア活動支援のための環境整備

以下，「一般災害対策編 第２部 第３章 第５節 防災ボランティアの育成 第２（一般-2-3-11)」参照

１　市における環境整備
２　ボランティアとの連携等
３　ボランティアの受入れ及び支援体制
４　ボランティアの受付，登録及び派遣

第６節　企業防災の促進

【関係機関：鹿児島県・各関係機関】

【名　　瀬：商工政策課・総務課】

【住　　用：地域総務課】

【笠　　利：地域総務課】

企業は，災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続及び地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努める。

また，防災体制の整備，防災訓練の実施，事業所の耐震化・耐浪化，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し，燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて，防災活動の推進に努める。

特に，食料，飲料水又は生活必需品を提供する事業者や医療機関等の災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は，市及び県が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

このため，市は，企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに，企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

市は，企業を地域コミュニティの一員として捉え，地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ，防災に関するアドバイスを行うなど，企業の防災力向上の促進に努める。

第７節　要配慮者の安全確保

【関係機関：医療施設管理者・福祉施設管理者】

【名　　瀬：市民課・福祉政策課・高齢者福祉課・紬観光課・教育委員会・総務課】

【住　　用：市民福祉課・産業建設課・地域教育課・地域総務課】

【笠　　利：いきいき健康課・産業振興課・地域教育課・地域総務課】

高齢者や乳幼児，傷病者，心身に障害を持つ者，外国人又は観光客・旅行者等は，災害時に迅速・的確な行動が取りにくく，被害を受けやすいことから，要配慮者と言われている。今後とも，高齢化や国際化の進展に伴い，要配慮者が増加することが予想されるため，市，県及び防災関係機関は，平素より，要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

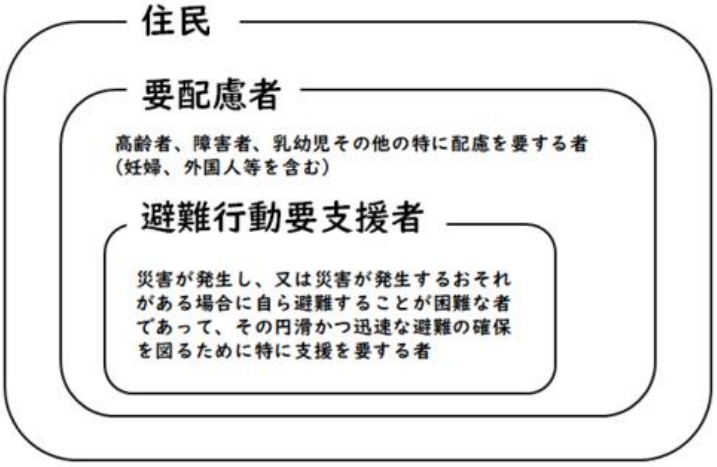

図．「要配慮者」と「避難行動要支援者」の概念図

第１　地域における要配慮者対策

以下，「一般災害対策編 第２部 第３章 第７節 要配慮者の安全確保 第１（一般-2-3-15）」参照

１　要配慮者の実態把握

２　避難行動要支援者対策

３　支援体制の整備

４　防災設備・物資・資機材等の整備

５　在宅高齢者及び障害者に対する防災知識の普及

６　観光者・旅行者対策

７　外国人対策

第２　社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

以下，「一般災害対策編 第２部 第３章 第７節 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策 第２（一般-2-3-17）」参照

１　防災設備等の整備

２　組織体制の整備

３　緊急連絡体制等の整備

４　防災教育・防災訓練の充実

５　具体的計画の作成

６　県及び市による非常災害対策計画や避難訓練の実施状況等の確認